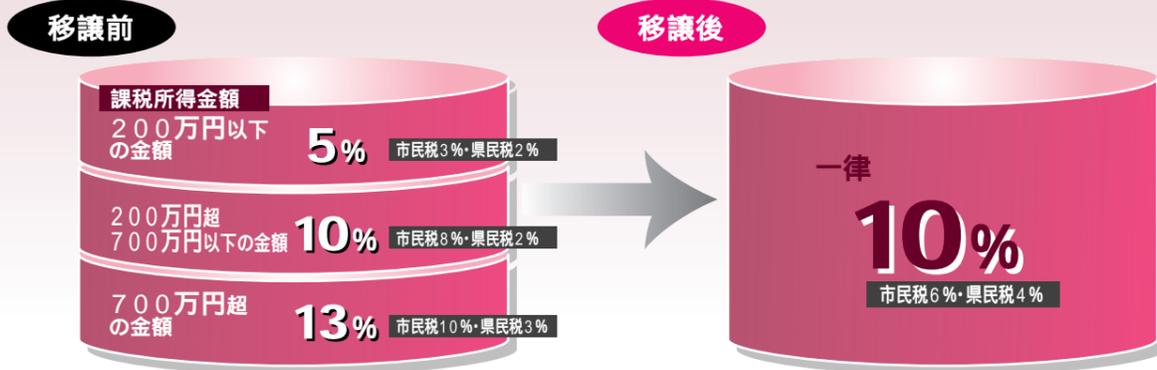
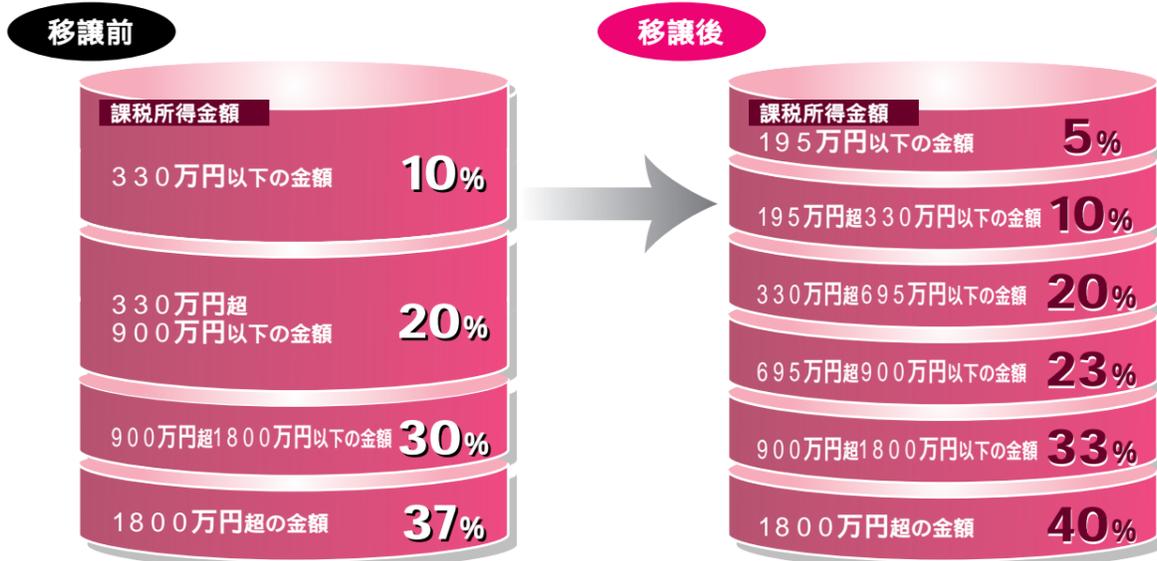


個人住民税の税率は、一律10%になります。



所得税の税率が4段階から6段階になります。



所得税と個人住民税の人的控除の差は個人住民税で調整されます

所得税と個人住民税では、配偶者控除や扶養控除をはじめとする人的控除額に差がありますが、税源移譲によって個々の納税者の負担が変わらないよう、人的控除の適用状況に応じて個人住民税が減額されます。

住宅ローン減税は個人住民税で調整されます

平成18年までの入居者について、税源移譲によって19年分以降の所得税の住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合は、20年度以降の翌年度の個人住民税において減額調整されます。

【定率減税が廃止されます】

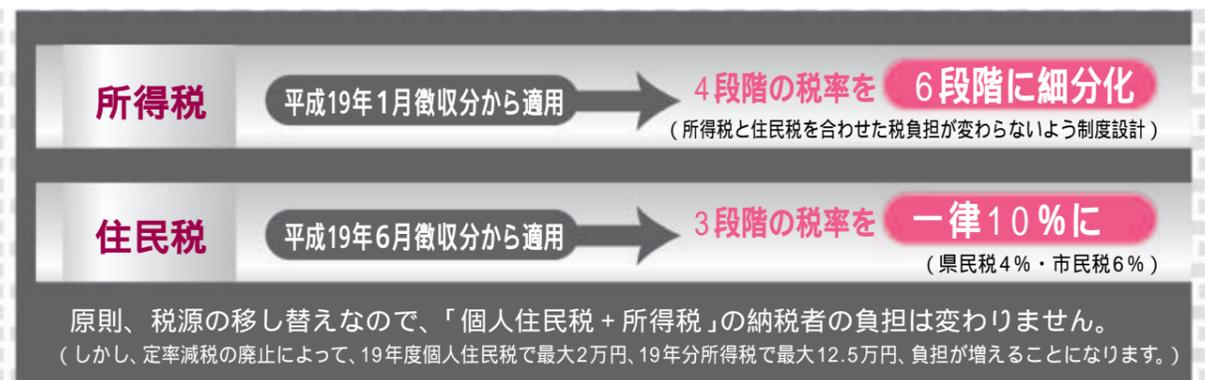
景気対策のため暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえ、個人住民税については、平成19年6月徴収分(平成18年中の所得に係る課税分)から廃止されます。なお、所得税(国税)の定率減税については、平成19年1月徴収分より廃止されます。

平成19年から ~何が変わるの? どう変わるの?~

あなたの所得税・住民税が変わります!

地方分権を進めていく「三位一体改革」の一環として国から地方へ税源移譲が行われます。この税源移譲では、所得税(国税)と住民税(地方税)の税率を変えることで、国の税収が減り、地方の税収が増えることとなり、地方は必要な財源を直接確保できるようになります。

【平成19年から、所得税と住民税の税率が変わります】



税源移譲は19年度個人住民税と19年分所得税の間で行われます

- ア 所得税が源泉徴収されている方にとっては、19年1月から12月に源泉徴収される所得税と、19年6月から20年5月に特別徴収される19年度個人住民税との間で税源移譲が行われます。
- イ 所得税の確定申告をしている方にとっては、20年2月から3月に確定申告をする所得税と、19年6月・8月・10月・12月に納付する個人住民税との間で税源移譲が行われます。

